

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

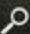


限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは 

マイナポータル



マイナ保険証をご利用される患者の皆様へ

マイナンバーカードで資格確認ができない場合

- ・「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合
- ・機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

**マイナポータルや、
健康保険証による
資格確認など※に
ご協力をお願いいたします。**

※「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合、転職等の理由により資格情報の登録が済んでいない、又は、登録内容の確認中であることが考えられますので、資格情報を確認できるよう、加入されている保険者（健康保険組合、協会けんぽ、市町村等）にお問合せいただくことがあります。

上記の資格確認により、保険診療を受けることができます。

令和5年8月
公益社団法人 福岡県医師会

